

4 民間認定こども園（1号認定児）

	保育を必要としない 満3～5歳児	保育を必要とする 3～5歳児	保育を必要とする 満3歳児
要件	なし	保育が必要な事由に該当	市民税非課税世帯 かつ 保育が必要な事由に該当
必要な認定	教育・保育給付認定（1号）	教育・保育給付認定（1号） 施設等利用給付認定（2号）	教育・保育給付認定（1号） 施設等利用給付認定（3号）
保育料 （教育標準時間）	無料		市民税非課税世帯のみ 無料
預かり保育料 （教育標準時間外）	無償化対象外	①月の利用日数×450円（月額上限11,300円） ②月の預かり保育料 ①・②のうち金額の低い方まで無償化	市民税非課税世帯のみ ①月の利用日数×450円（月額上限16,300円） ②月の預かり保育料 ①・②のうち金額の低い方まで無償化
給食費	無償化前 （令和元年9月30日まで）	主食費・副食費とも認定こども園に支払い	
	無償化後 （令和元年10月1日から）	主食費・副食費とも認定こども園に支払い 但し、下記3（1）の対象者は副食費の支払い免除	
無償化のための手続き	不要	居住市町村への施設等利用給付認定の申請が必要	

※実費として徴収されている費用（個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、認定こども園が主催する行事の参加費など）については無償化の対象外です。

1 保育料について

全員の教育標準時間の保育料が無料になります。

2 預かり保育料について

（1）無償化の対象者

3～5歳児 保育が必要な事由に該当する方

満3歳児 市民税非課税世帯かつ保育が必要な事由に該当する方

（2）対象経費

預かり保育の利用料

（3）支給上限額

3～5歳児 月の利用日数×450円（月額上限11,300円）・・・①

満3歳児 月の利用日数×450円（月額上限16,300円）・・・①'

支給上限額①（①'）と月の預かり保育利用料を比較して、低い方の金額を支給

（4）支給方法

各施設に対してお支払いいただいた利用料を償還払いする方法、又は利用料相当額を施設が代理受領して利用者負担を免除する方法のいずれかで無償化を実施する予定です。今後、市が各施設と調整して決定します。

（5）認可外保育施設等（※）

通われている認定こども園が以下のいずれかの要件に当てはまる場合、預かり保育の月額上限（3～5歳児は11,300円、満3歳児は16,300円）から預かり保育の無償化の支給額を差し引いた額を上限として、併用する認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

① 通常の教育期間（夏休み等の長期休業期間以外の期間）における平日の教育標準時間と預かり保育の合計時間数が8時間未満

② 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設（企業主導型保育を除く）の他、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを指します。

3 副食費免除制度について

(1) 対象者（次のいずれかの条件に該当するもの）

- 年収360万円未満相当世帯（A・B・C1階層及びC2階層のうち市民税所得割額の世帯合計77,101円未満の世帯）
- 小学校、幼稚園、保育所等に通う小学生3年生以下の子どもが同一の世帯に3人以上いる世帯の第3子以降

(2) 免除方法

副食費の支払いが免除されます。対象者については個別に通知する予定です。

4 無償化のための手続きについて

預かり保育利用料の無償化を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

宇治市にお住まいの方は、認定申請書を各施設に配布しますので、各施設を通じて必要書類を宇治市に提出してください。（宇治市外にお住まいの方は、居住市町村に手続きの確認をお願いします。）

【子育てのための施設等利用給付申請に関する必要書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（2号・3号）
- ② 保育が必要な事由を証明する以下の添付書類

保育を必要とする事由		添付書類
就労	被雇用者の場合	在職証明書・採用予定証明書・耕作証明書・内職証明書 など
	自営業者の場合	自営業申立書及び事業を証明する書類（確定申告書、開業届・事業開始届、契約書等の写し等）
妊娠・出産		母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日記載のページ）
疾病・障がい		障害者手帳の写し、診断書 など
災害・復旧		罹災証明書
介護・看護		介護・看護の内容を記載した申立書及び障がい手帳の写し、診断書 など
求職活動		就労誓約書又は雇用保険受給者証の写し
就学		在学証明書及び時間割表